

聖隷クリストファー大学・大学院 学生表彰規程

(目的)

第 1 条 この規程は、聖隷クリストファー大学学則第 53 条及び聖隷クリストファー大学大学院学則第 45 条の規定に基づき、学生の表彰について必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当し、本学の名誉を高め、または社会的に高い評価を受け、他の学生の模範となると認められる学生もしくは学生団体について行うものとする。

- (1) 卒業又は修了時において、特に優秀な成績を収めた者
- (2) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げた者
- (3) 課外活動において、特に優秀な成績を収めた者、または課外活動の充実と振興に特に顕著な功績があった者
- (4) ボランティア活動、国際交流、災害救援、人命救助等の各種社会貢献活動において特に顕著な功績があった者
- (5) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があった者

(被表彰候補者の推薦)

第 3 条 各学部長、各研究科長、学生部長および課外活動の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当する学生については教授会または研究科委員会の議を経て、また学生団体については大学部長会の議を経て学長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第 4 条 学長は前条による推薦に基づき、学生または学生団体の表彰を決定する。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。
2. 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第 6 条 第 2 条第 1 号による表彰は、卒業式又は学位授与式において行う。
2. 第 2 条第 2 号以降による表彰は、決定後その都度行う。

(事務)

第 7 条 表彰に関する事務は、学生サービスセンターが行う。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、教授会及び大学院委員会の議を経て、大学部長会が行う。

附則 この規程は 2018 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2021 年 12 月 14 日一部改訂